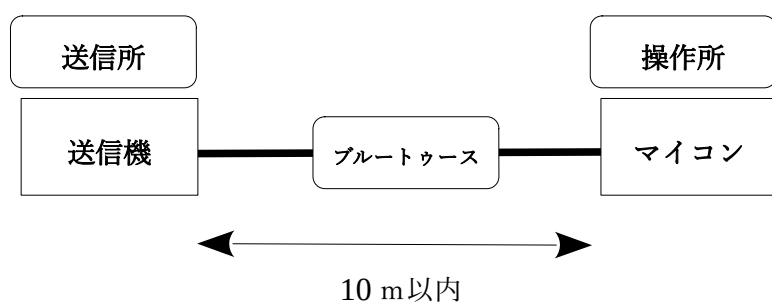


「専用線を利用したアマチュア無線局の遠隔操作」について当該工事設計書に対する適合説明資料

1. 遠隔操作を行う送信機 : 第 〇〇 送信機
2. 送信機の名称 : IC-705
3. 遠隔操作を行うためのソフトウェア : 独自に作成した遠隔制御ソフトウェア
操作所側マイコン (ATOM-2) に無線機を制御するためのソフトウェアをインストールして運用する。(※1)
(※1) ATOM-2 については以下のとおり
 - ・相互承認(MRA)による工事設計認証
 - ・工事設計番号 : 211-200107
 - ・スプリアス規定 : 新スプリアス規定

4. 遠隔操作の構成図



5. 「アマチュア無線局の遠隔操作について」の適合説明

(1) 電波の発射停止が確認できるものであること。

遠隔操作所からは、マイコンのアプリケーションにより免許人が電波の発射状況を監視および制御でき、電波の停止も確認出来る。

遠隔操作時の障害に対しては、送信所と操作所が同一家屋内 (10 m以内) にあり、直ちに無線機本体での動作状況を確認し、必要に応じて免許人が電源断等の措置を図ることが出来る。

(2) 免許人以外の者が無線設備をみだりに取り扱うことのないよう措置していること。

遠隔操作所において免許人以外の者がマイコンを操作出来ないように措置している。

(3) 連絡線は専用線であること。

Bluetoothによる専用線でありペアリングおよび認証コードにより不正アクセスを防いでいる

(4) 電波が連続的に発射し、停波しなくなる等の障害が発生して時から3時間以内において速やかに電波の発射を停止できることが確保されているものであって、その具体的方法が確認できるものであること。

同一家屋内に操作所、送信所があり、障害が生じた場合はただちに無線機を操作して、電波の発射を停止できる。